



福岡医発第 1797 号 (地)
令和 4 年 9 月 29 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

後期高齢者医療における窓口負担割合の見直しに伴う
診療報酬明細書の計算事例の追加について (その 2)

後期高齢者医療における窓口負担割合の見直しにつきましては、令和 4 年 3 月 23 日付福岡医発第 3578 号 (地)「後期高齢者医療の窓口負担割合の見直し等に係る周知広報リーフレットの送付について」等により、逐次ご連絡申し上げているところであります。

また、窓口負担割合の見直し及び配慮措置の導入に伴い、診療報酬請求書の様式及び診療報酬請求書の記載要領等の改正並びに配慮措置の導入に伴う計算事例について、令和 4 年 4 月 18 日付け福岡医発第 207 号 (地)「後期高齢者医療における窓口負担割合の見直しに伴う診療報酬請求書等の記載要領の一部改正等について」により、その後、計算事例の追加が行われた旨、令和 4 年 9 月 2 日付け福岡医発第 1533 号 (地)「後期高齢者医療における窓口負担割合の見直しに伴う診療報酬明細書の計算事例の追加について」により、ご連絡申し上げたところであります。

今般、後期高齢者医療特定疾病療養受療証を提示又は後期高齢者医療特定疾病療養受療証情報を提供した患者 (マル長) に対する診療報酬明細書等の記載方法の変更等を踏まえ、計算事例の追加を行い、添付資料の別添のとおり、厚生労働省から一般社団法人保健医療福祉情報システム工業会宛てに事務連絡が発出された旨、日本医師会より通知がありました。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

<添付資料>

- ・後期高齢者医療における窓口負担割合の見直しに伴う診療報酬明細書の計算事例の追加について (その 2)

(令和 4 年 9 月 13 日 厚生労働省保険局高齢者医療課 事務連絡)

日医発第 1204 号（保険）
令和 4 年 9 月 20 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
長 島 公 之
(公印省略)

後期高齢者医療における窓口負担割合の見直しに伴う
診療報酬明細書の計算事例の追加について（その 2）

後期高齢者医療における窓口負担割合の見直しにつきましては、令和 4 年 3 月 4 日付け（保 306）「後期高齢者医療の窓口負担割合の見直し等に係る周知広報リーフレットの送付について」等により、逐次ご連絡申し上げているところであります。

後期高齢者医療制度については、現役世代の負担上昇をできるだけ抑え、全世代型社会保障を推進する観点から、必要な配慮措置（外来受診において、施行後 3 年間、1 か月の負担増を最大でも 3,000 円とする措置）を設けつつ、一定以上の所得を有する方の医療費の窓口負担割合を 2 割とし、令和 4 年 10 月 1 日より施行されるものであります。

この窓口負担割合の見直し及び配慮措置の導入に伴いまして、診療報酬請求書の様式及び診療報酬請求書の記載要領等の改正並びに配慮措置の導入に伴う計算事例について、令和 4 年 4 月 6 日付け日医発第 122 号（保険）「後期高齢者医療における窓口負担割合の見直しに伴う診療報酬請求書等の記載要領の一部改正等について」により、その後、計算事例の追加が行われた旨、令和 4 年 8 月 26 日付け日医発第 994 号（保険）「後期高齢者医療における窓口負担割合の見直しに伴う診療報酬明細書の計算事例の追加について」により、ご連絡申し上げます。

今般、後期高齢者医療特定疾病療養受療証を提示又は後期高齢者医療特定疾病療養受療証情報を提供した患者（マル長）に対する診療報酬明細書等の記載方法の変更等を踏まえ、計算事例の追加を行い、添付資料の別添のとおり、厚生労働省から一般社団法人保健医療福祉情報システム工業会宛てに事務連絡が発出されておりますので、ご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

<添付資料>

- ・後期高齢者医療における窓口負担割合の見直しに伴う診療報酬明細書の計算事例の追加について（その 2）

（令和 4 年 9 月 13 日 厚生労働省保険局高齢者医療課 事務連絡）

事 務 連 絡
令和4年9月13日

(別紙 関係団体) 御中

厚生労働省保険局高齢者医療課

後期高齢者医療における窓口負担割合の見直しに伴う診療報酬明細書の
計算事例の追加について（その2）

後期高齢者医療制度につきましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

後期高齢者医療制度については、現役世代の負担上昇をできるだけ抑え、全世代型社会保障を推進する観点から、令和4年10月1日より、一定以上の所得を有する方の医療費の窓口負担割合を2割とするとともに、2割負担への変更により影響が大きい外来療養（訪問看護を含む。）を受けた方について、施行後3年間、高額療養費の枠組みを利用して、1ヶ月分の負担増が最大でも3,000円に収まるような配慮措置を導入することとしました。

これに伴い、「後期高齢者医療における窓口負担割合の見直しに伴う診療報酬請求書等の記載要領の一部改正等について」（令和4年3月31日付け厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡）等において配慮措置の導入に伴う計算事例をお示ししたところですが、今般、「後期高齢者医療制度における一部負担金の負担割合の見直しに係る費用の請求に関する診療報酬明細書等の記載について」（令和4年9月13日保医発0913第6号厚生労働省保険局医療課長通知）を踏まえ、計算事例の追加を行い、別添のとおり、一般社団法人保健医療福祉情報システム工業会宛てに事務連絡を発出し、レセプトコンピュータ等の改修を適切に行っていただくよう依頼しています。

つきましては、内容について御了知いただくとともに、会員各位に御周知いただき、適切な請求に向けた準備を行っていただくよう、御協力をお願い申し上げます。

○関係団体一覧

公益社団法人日本医師会
公益社団法人日本歯科医師会
公益社団法人日本薬剤師会
一般社団法人日本病院会
公益社団法人全日本病院協会
公益社団法人日本精神科病院協会
一般社団法人日本医療法人協会
一般社団法人日本社会医療法人協議会
公益社団法人全国自治体病院協議会
一般社団法人日本慢性期医療協会
一般社団法人日本私立医科大学協会
一般社団法人日本私立歯科大学協会
一般社団法人日本病院薬剤師会
公益社団法人日本看護協会
一般社団法人全国訪問看護事業協会
公益社団法人日本訪問看護財団
独立行政法人国立病院機構
国立研究開発法人国立がん研究センター
国立研究開発法人国立循環器病研究センター
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター
国立研究開発法人国立国際医療研究センター
国立研究開発法人国立成育医療研究センター
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター
独立行政法人地域医療機能推進機構
独立行政法人労働者健康安全機構本部

事 務 連 絡
令和4年9月13日

一般社団法人 保健医療福祉情報システム工業会 御中

厚生労働省保険局高齢者医療課

後期高齢者医療における窓口負担割合の見直しに伴う診療報酬明細書の
計算事例の追加について（その2）

後期高齢者医療制度につきましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

後期高齢者医療制度については、現役世代の負担上昇をできるだけ抑え、全世代型社会保障を推進する観点から、令和4年10月1日より、一定以上の所得を有する方の医療費の窓口負担割合を2割とするとともに、2割負担への変更により影響が大きい外来療養（訪問看護を含む。）を受けた方について、施行後3年間、高額療養費の枠組みを利用して、1ヶ月分の負担増が最大でも3,000円に収まるような配慮措置を導入することとしました。

これに伴い、「後期高齢者医療における窓口負担割合の見直しに伴う診療報酬請求書等の記載要領の一部改正等について」（令和4年3月31日付け厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡）等において配慮措置の導入に伴う計算事例をお示したところですが、今般、「後期高齢者医療制度における一部負担金の負担割合の見直しに係る費用の請求に関する診療報酬明細書等の記載について」（令和4年9月13日保医発0913第6号厚生労働省保険局医療課長通知）を踏まえ、別添のとおり、計算事例の追加を行いました。

つきましては、貴会におかれては、本事務連絡について御了知いただくとともに、会員各位に御周知いただき、レセプトコンピュータ等の改修を適切に行っていただくよう、御協力をお願い申し上げます。

後期高齢者医療制度の負担割合見直し に係る計算事例集

令和4年9月 (Ver.3)

後期高齢者医療制度の負担割合見直しに係る計算事例集 目次

事例No.	区分	配慮措置	特記事項	公費	備考
1	高齢者外来（一般、2割負担者）				2割負担基本形
2	高齢者外来（一般、2割負担者）				2割負担基本形・高額療養費限度額該当
3	高齢者外来（一般、2割負担者）	○			配慮措置
4	高齢者外来（一般、2割負担者）	○			高額療養費限度額と配慮措置が両方適用
5	高齢者外来（一般、2割負担者）				75歳到達月・基本形
6	高齢者外来（一般、2割負担者）	○			75歳到達月
7	高齢者外来（一般、2割負担者）	○			75歳到達月・高療上限と配慮措置が両方適用
8	高齢者外来（一般、2割負担者）		02長		マル長
9	高齢者外来（一般、2割負担者）		02長		マル長・75歳到達月
10	高齢者外来（一般、2割負担者）			54	難病・高額療養費限度額該当
11	高齢者外来（一般、2割負担者）			54	難病・高額療養費非該当
12	高齢者外来（一般、2割負担者）			54	難病・75歳到達月
13	高齢者外来（一般、2割負担者）			28	感染症・高額療養費非該当
14	高齢者外来（一般、2割負担者）		02長	15	マル長と公費の併用
15	高齢者外来（一般、2割負担者）			54	保険単独分有（難病）基本形
16	高齢者外来（一般、2割負担者）	○		54	保険単独分有（難病）配慮措置
17	高齢者外来（一般、2割負担者）	○		54	保険単独分有（難病）・高療上限と配慮措置が両方適用
18	高齢者外来（一般、2割負担者）	○		10	保険単独分有（結核）配慮措置
19	高齢者外来（一般、2割負担者）	○		54,38	保険単独分有（難病・肝炎）配慮措置
20	高齢者外来（一般、2割負担者）	○		54,38	保険単独分有（難病・肝炎）・高療上限と配慮措置が両方適用
21	高齢者外来（一般、2割負担者）		02長		マル長・自己負担額1万円以下

【備考】

- ※ 特定給付対象療養等の公費負担医療については、配慮措置の対象外としているが、予防接種法による医療費の支給等、自己負担額の全額が償還払いで支給される公費負担医療については、医療機関において、通常の保険医療と区別することができないため、配慮措置の対象として取り扱って差し支えない。
- ※ 特定給付対象療養等の取扱いについてはp.22を参照。
- ※ 高額療養費に係る「配慮措置」は計算過程を示すに当たり便宜的に記載しているもの。

【更新履歴】

令和4年3月 Ver.1作成

令和4年8月 Ver.2作成：No.13、15～20（公費併用レセプト・保険単独分有等）を追加

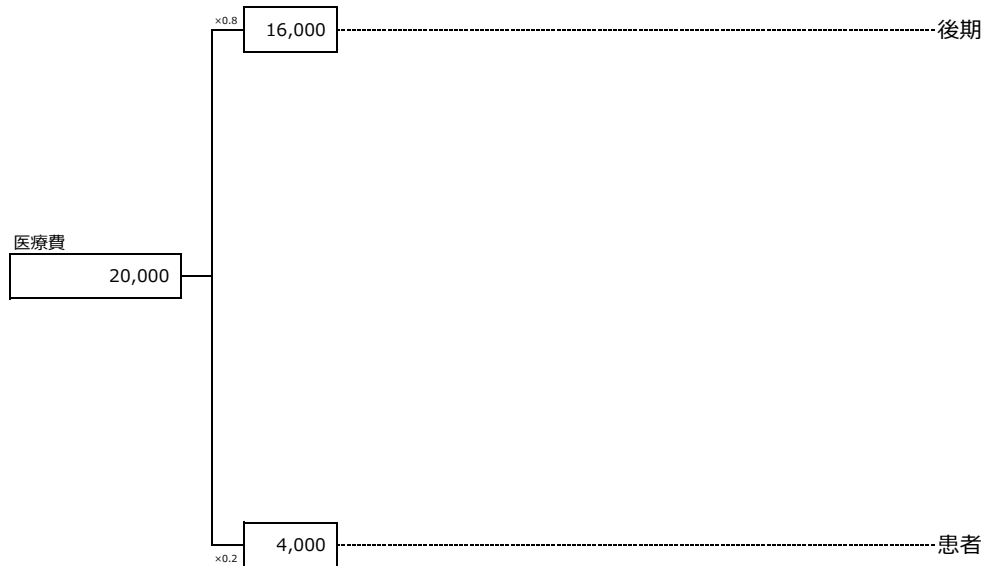
令和4年9月 Ver.3作成：No.21（マル長・自己負担額1万円以下）を追加

【事例 1】後期高齢者 2 割負担外来

診療報酬明細書（医科入院外）										1 医 科		3 後期		1 単独		8 高外一	
-										保険者 番号	3 9						
公費負担 者番号①										公費受給 者番号①							
公費負担 者番号②										公費受給 者番号②							
氏 名									特記事項								
職務上の事由									41：区力								
診療 実日 数									保 険 公 ① 公 ②								

療 養 の 給 付	保 険	請 求 点	※決定 点	一部負担金額 円	※高額療養費 円	※公費負担点数 点	※公費負担点数 点
		公費 ①	2,000				
公費 ②							

【療養の給付】



合計	
後期	16,000 円
（高額療養費再掲	0 円）
公費	0 円
患者	4,000 円
合計	20,000 円

※医療費が30,000円未満のため配慮措置対象外

【事例2】後期高齢者2割負担外来

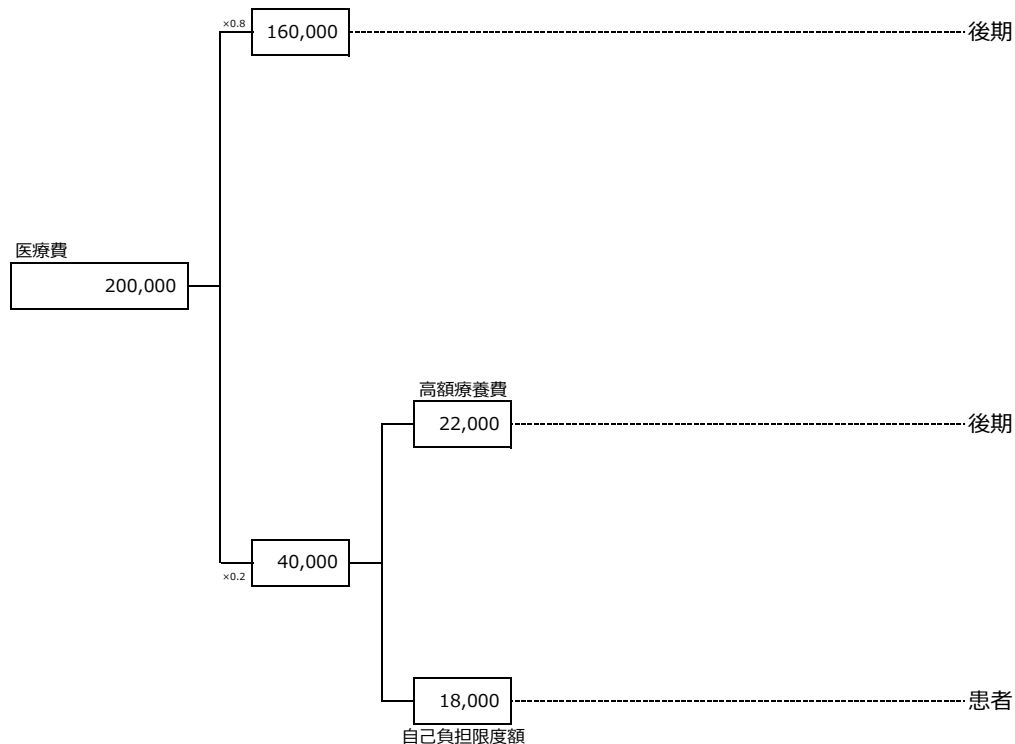
診療報酬明細書（医科入院外）												1 医 科		3 後期		1 単独		8 高外一	
-										-		保 険 者 番 号	3	9					
公費負担 者番号①										公費受給 者番号①									
公費負担 者番号②										公費受給 者番号②									

氏 名	特記事項	
	41：区力	
職務上の事由		

診療 実 日 数	保 険 公 ①	公 ②

療 養 の 給 付	保 険	請 求 点	※決定 点	一部負担金額 円			
	公 費 ①	20,000		18,000			
	公 費 ②				※高額療養費 円	※公費負担点数 点	※公費負担点数 点

[療養の給付]



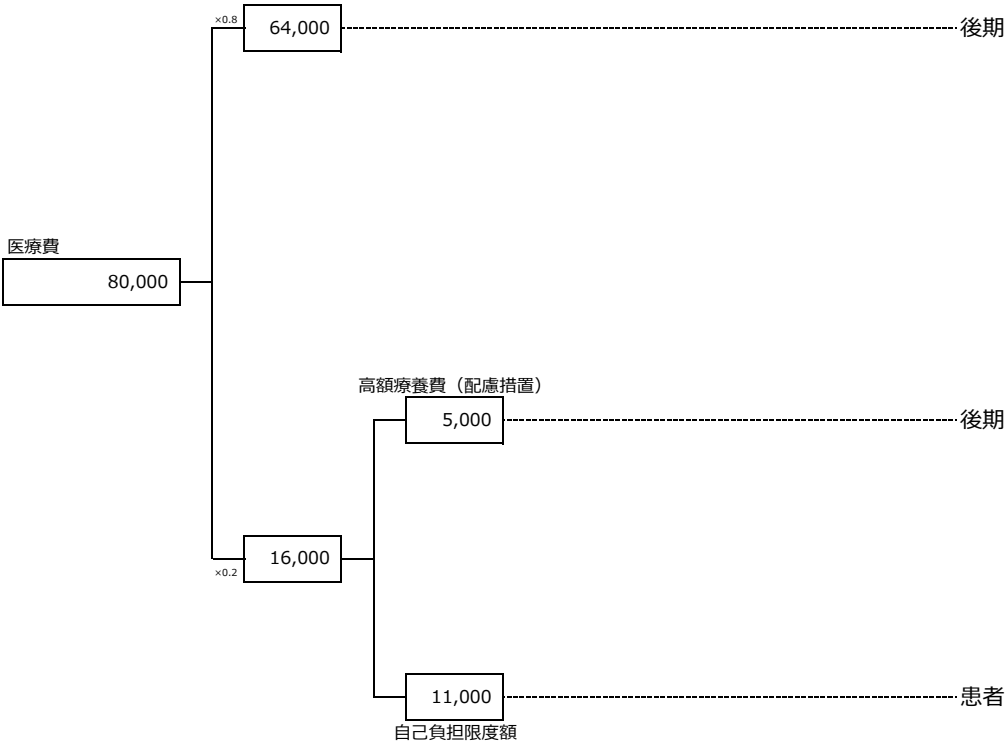
合計	
後期	182,000 円
(高額療養費再掲)	22,000 円)
公費	0 円
患者	18,000 円
合計	200,000 円

※配慮措置計算額よりも高額療養費限度額が低い場合高額療養費限度額適用
自己負担限度額
 $6,000\text{円} + (200,000\text{円} - 30,000\text{円}) \times 0.1 = 23,000\text{円} > \underline{18,000\text{円}}$

【事例3】後期高齢者 2 割負担外来（配慮措置）

診療報酬明細書（医科入院外）									
-								-	
公費負担者番号①								公費支給者番号①	
公費負担者番号②								公費支給者番号②	
氏名							特記事項		
職務上の事由							41：区力		
診療報酬点数	8,000		※決定点				一部負担金額	11,000	
公費①							※高額療養費	円	
公費②							※公費負担点数	点	
							※公費負担点数	点	

【療養の給付】



合計		
後期	69,000	円
（高額療養費再掲	5,000	円）
公費	0	円
患者	11,000	円
合計	80,000	円

※高額療養費限度額よりも配慮措置計算額が低いため配慮措置を適用
自己負担限度額（配慮措置）
6,000円 + (80,000円 - 30,000円) × 0.1 = 11,000円 < 18,000円

【事例4】後期高齢者 2割負担外来（配慮措置）

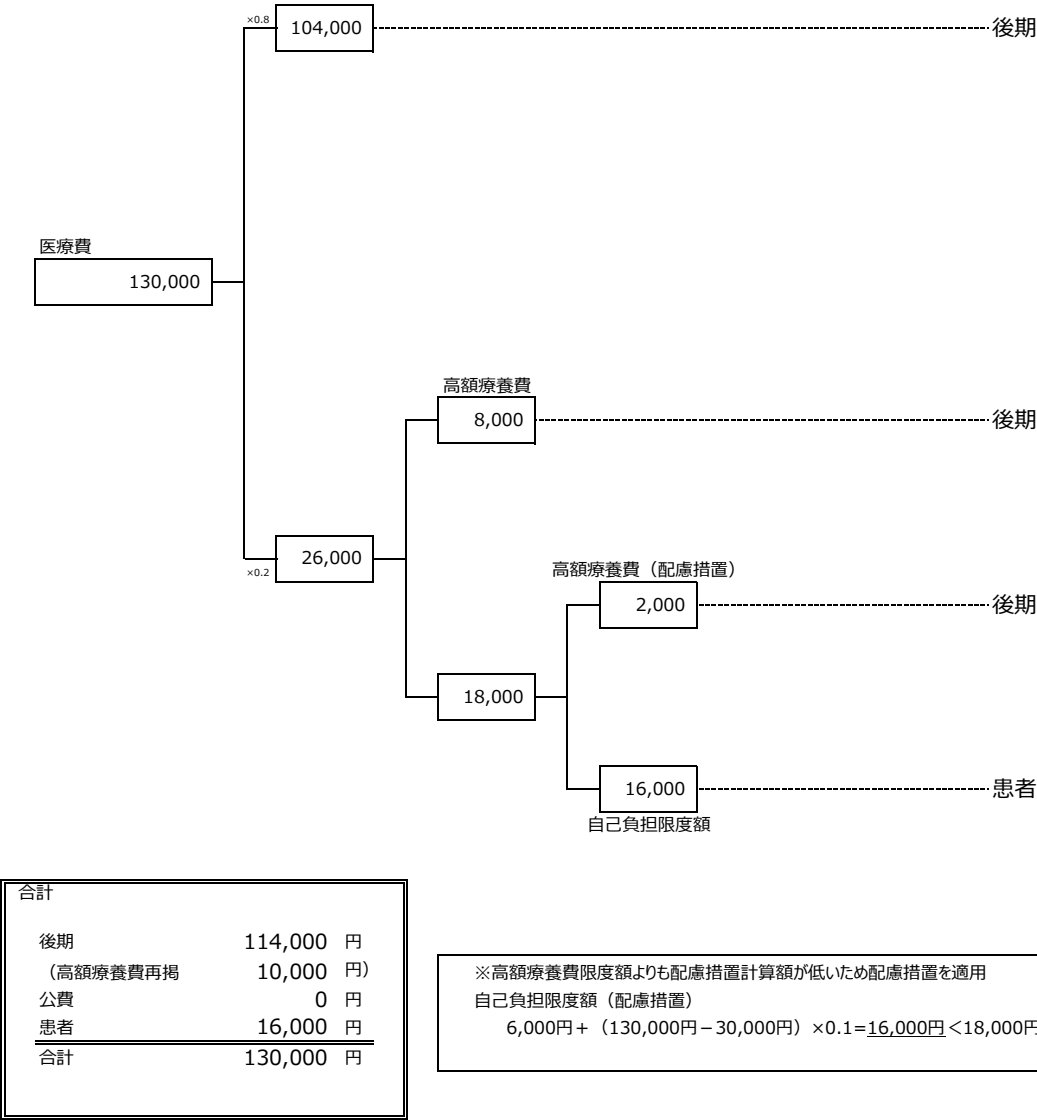
診療報酬明細書（医科入院外）									
-								-	
公費負担者番号①								公費支給者番号①	
公費負担者番号②								公費支給者番号②	
氏名							特記事項		
職務上の事由							41：区力		
診療日数			保険公費①			診療日数			
			保険公費②						

1	医科	3	後期	1	単独	8	高外一
保険者番号	3	9					

療養の給付	保険	請求点	※決定点	一部負担金額 円
		13,000		16,000
公費①				
公費②				

※高額療養費 円	※公費負担点数 点	※公費負担点数 点

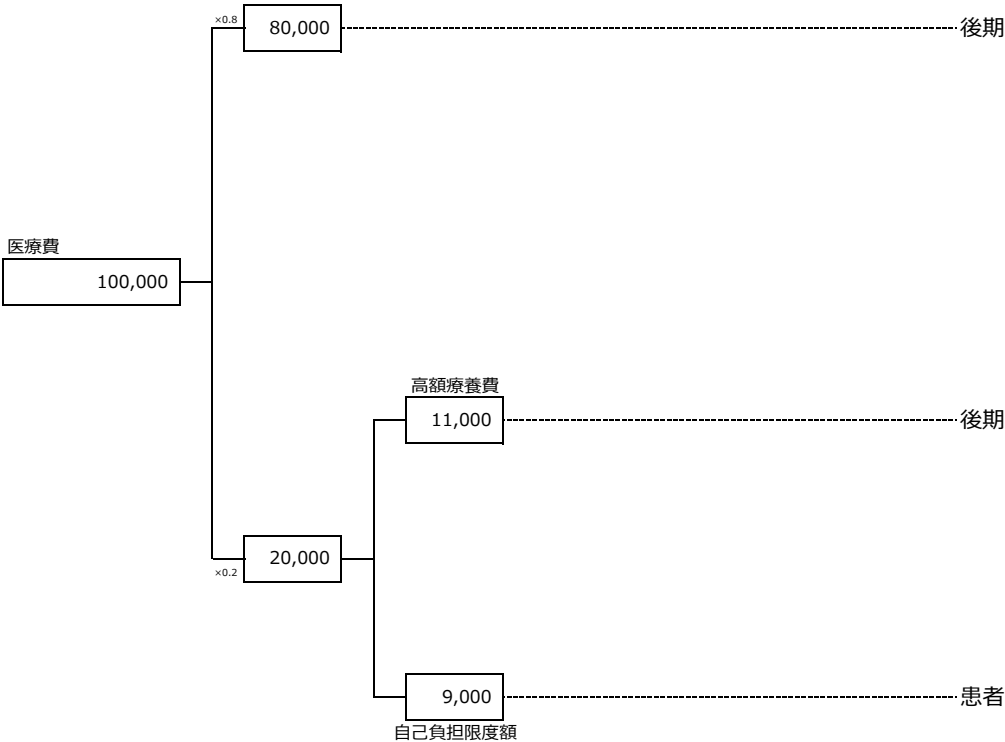
【療養の給付】



【事例5】後期高齢者 2割負担外来（75歳到達月）

診療報酬明細書（医科入院外）									
-								-	
公費負担者番号①								公費支給者番号①	
公費負担者番号②								公費支給者番号②	
氏名							特記事項		
職務上の事由							41：区力		
診療日数			保険公費①			診療日数			
			公費②						
療養の給付	保険	請求点	※決定点	一部負担金額 円					
		10,000		9,000					
	公費①								
	公費②					※高額療養費 円	※公費負担点数 点	※公費負担点数 点	

【療養の給付】



合計		
後期	91,000 円	
（高額療養費再掲	11,000 円)	
公費	0 円	
患者	9,000 円	
合計	100,000 円	

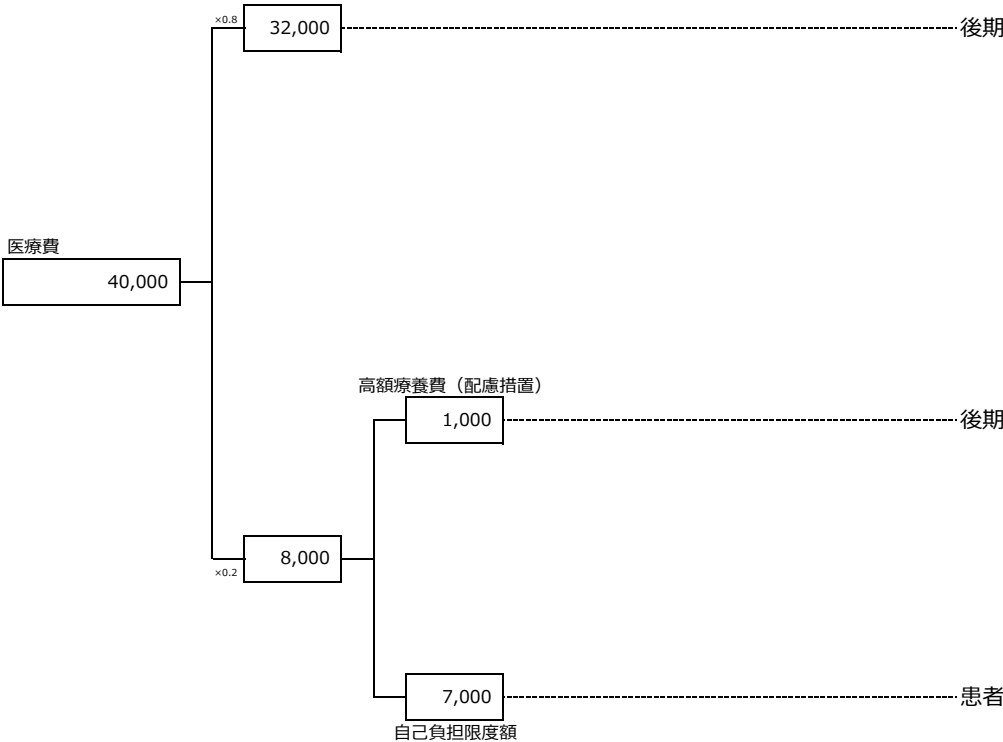
※配慮措置計算額よりも高額療養費限度額が低いため高額療養費限度額適用
※75歳到達月のため、高額療養費限度額9,000円
自己負担限度額
 $6,000円 + (100,000円 - 30,000円) \times 0.1 = 13,000円 > 9,000円$

【事例6】後期高齢者 2 割負担外来（配慮措置）（75歳到達月）

診療報酬明細書（医科入院外）									
-								-	
公費負担者番号①								公費支給者番号①	
公費負担者番号②								公費支給者番号②	
氏名							特記事項		
職務上の事由							41：区力		
診療報酬点数							診療日数		
保険							保険公費		
公費①							①公費		
公費②							②公費		

請求点	※決定点	一部負担金額 円
4,000		7,000
※高額療養費 円		※公費負担点数 点
		※公費負担点数 点

【療養の給付】



合計	
後期	33,000 円
（高額療養費再掲	1,000 円）
公費	0 円
患者	7,000 円
合計	40,000 円

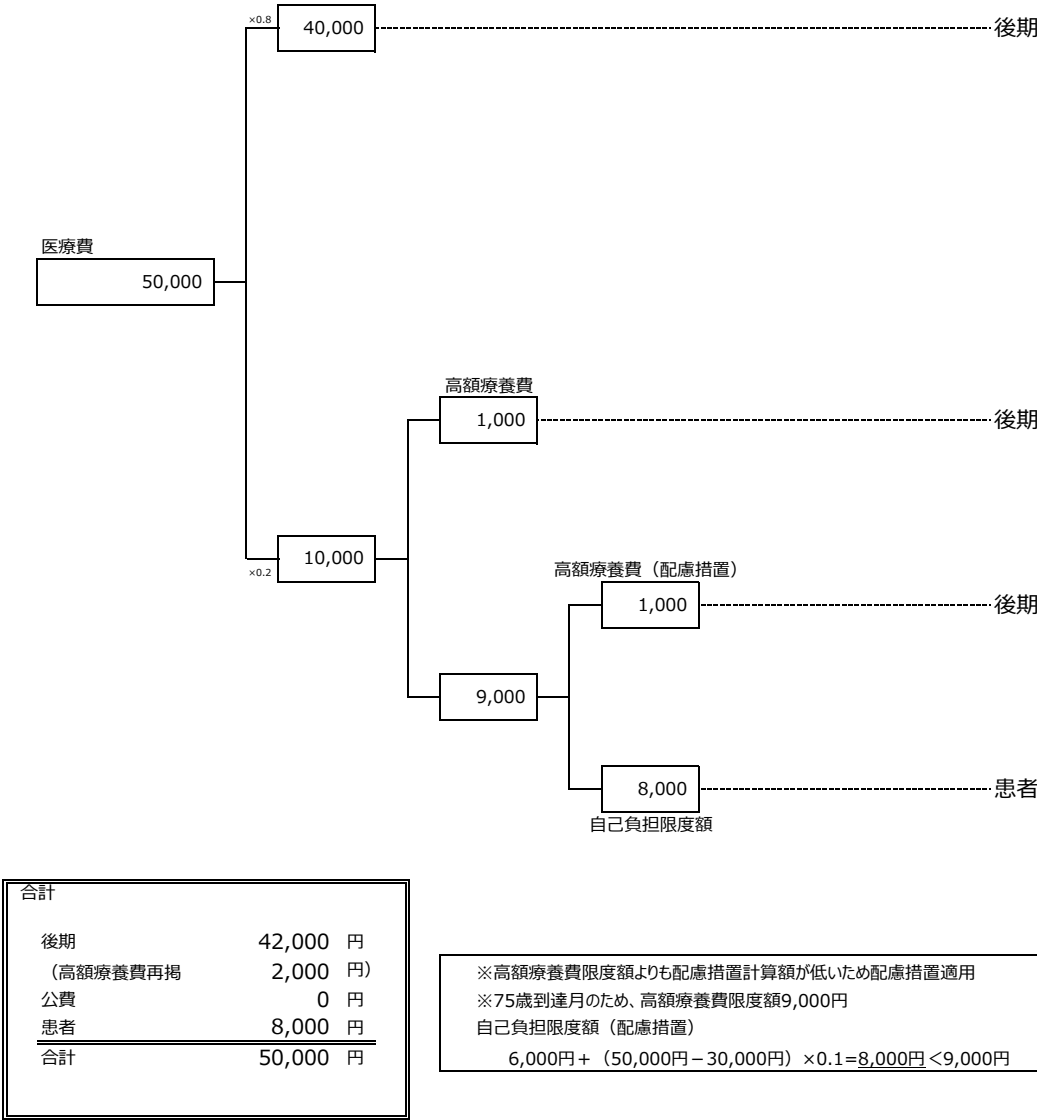
※高額療養費限度額よりも配慮措置計算額が低いため配慮措置適用
 ※75歳到達月のため、高額療養費限度額9,000円
 自己負担限度額（配慮措置）
 $6,000円 + (40,000円 - 30,000円) \times 0.1 = 7,000円 < 9,000円$

【事例7】後期高齢者 2割負担外来（配慮措置）（75歳到達月）

診療報酬明細書（医科入院外）										
-								-		
公費負担者番号①								公費支給者番号①		
公費負担者番号②								公費支給者番号②		
氏名							特記事項			
職務上の事由							41：区力			
診療報酬点数							診療公費①			
							診療公費②			
保険							※高額療養費	円	※公費負担点数	点
公費①							※公費負担点数	点	※公費負担点数	点
公費②										

診療報酬点数	請求点	※決定点	一部負担金額	円
5,000			8,000	

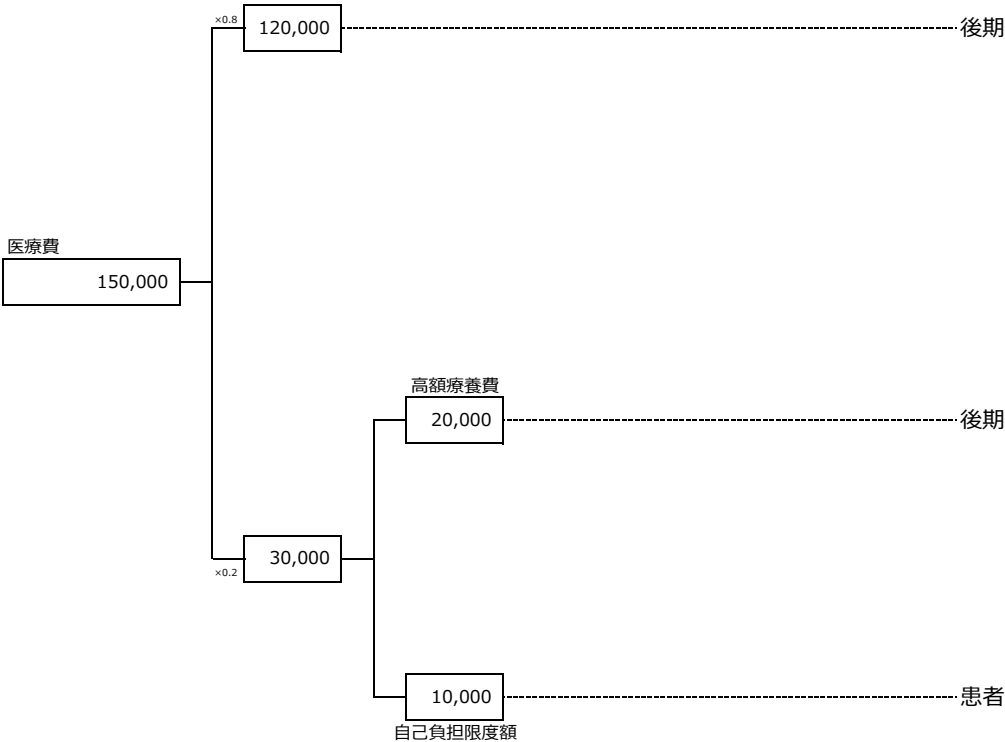
【療養の給付】



【事例8】後期高齢者 2割負担外来（マル長）

診療報酬明細書（医科入院外）									
-								-	
公費負担者番号①								公費支給者番号①	
公費負担者番号②								公費支給者番号②	
氏名							特記事項		
職務上の事由							02:長 41:区カ		
診療日数			保険公費①			診療日数			
			保険公費②						
療養の給付	保険	請求点	※決定点	一部負担金額 円					
		15,000		10,000					
	公費①								
	公費②					※高額療養費 円	※公費負担点数 点	※公費負担点数 点	

【療養の給付】



合計		
後期	140,000 円	
(高額療養費再掲	20,000 円)	
公費	0 円	
患者	10,000 円	
合計	150,000 円	

※特定疾病療養につき配慮措置適用外（特定疾病の取扱いについてはp.22参照）

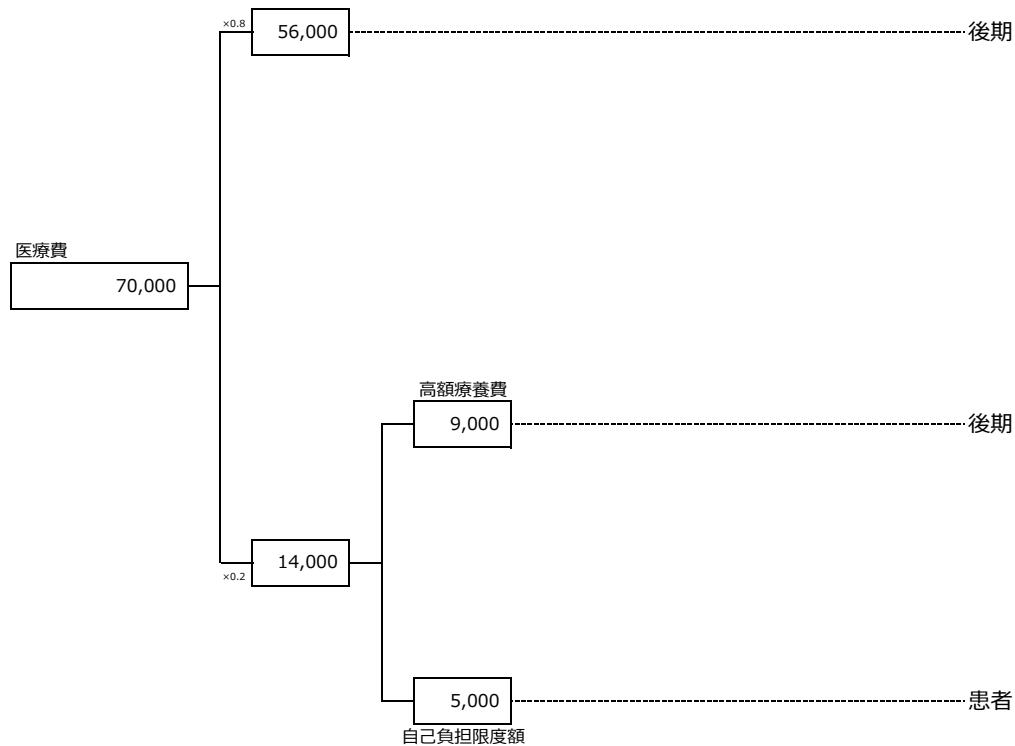
【事例9】後期高齢者2割負担外来（マル長）（75歳到達月）

診療報酬明細書（医科入院外）										1 医 科		3 後期		1 単独		8 高外一	
-								-		3	9						
公費負担者番号①									公費受給者番号①								
公費負担者番号②									公費受給者番号②								
氏 名									特記事項								
									02:長 41:区力								
職務上の事由																	

診療 実日 数	保 険 ① 公 ②

療 養 の 給 付	保 険	請 求 点	※決定 点	一部負担金額 円		※高額療養費 円	※公費負担点数 点	※公費負担点数 点	
			7,000		5,000				
		公費①							
	公費②								

[療養の給付]



合計	
後期	65,000 円
(高額療養費再掲)	9,000 円)
公費	0 円
患者	5,000 円
合計	70,000 円

※特定疾病療養につき配慮措置適用外（特定疾病の取扱いについてはp.22参照）
※75歳到達月のため、マル長自己負担限度額5,000円

【事例10】後期高齢者2割負担外来（難病）

診療報酬明細書（医科入院外）												1 医 科 3 後期 2 2 併 8 高外一						
-									-			保 険 者 番 号	3	9				
公費負担 者番号①	5	4							公費受給 者番号①									
公費負担 者番号②									公費受給 者番号②									

氏 名	特記事項	
	41：区力	
職務上の事由		

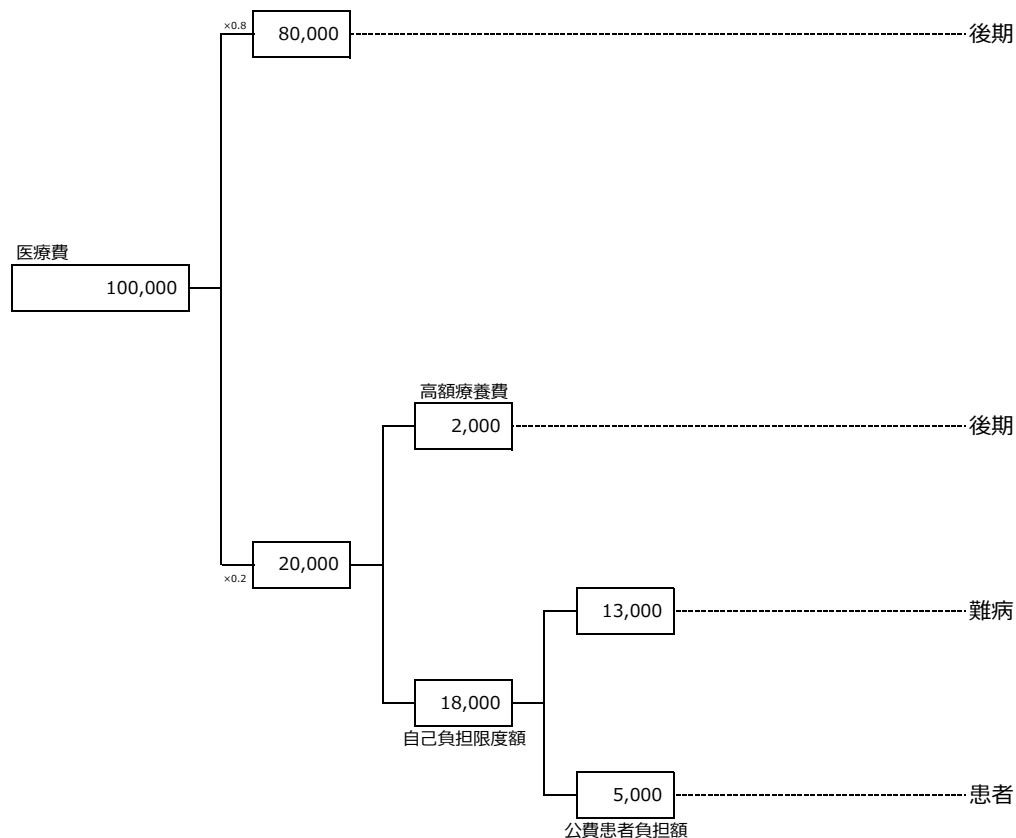
診療 実日数	保 険 公 ① 公 ②	
-----------	----------------------------	--

療 養 の 給 付	保 険	請 求 点 10,000	※決定 点	一部負担金額 円 18,000	
	公 費 ①			5,000	
	公 費 ②				

	※高額療養費 円	※公費負担点数 点	※公費負担点数 点
--	----------	-----------	-----------

※レセプト全体が公費併用の場合（保険単独医療が含まれない場合）

[療養の給付]



合計	
後期	82,000 円
(高額療養費再掲)	2,000 円)
公費	13,000 円
患者	5,000 円
合計	100,000 円

※特定疾病給付対象療養につき配慮措置適用外
(特定疾病給付対象療養の取扱いについてはp.22参照)
※公費患者負担額5,000円

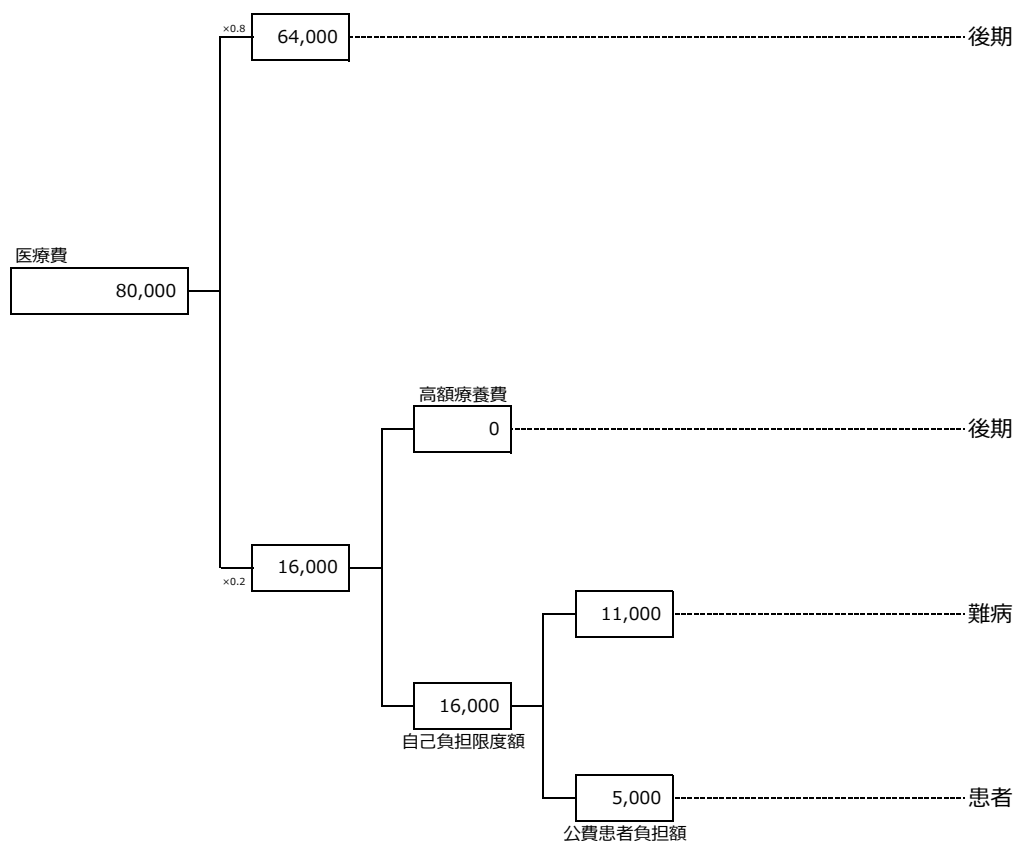
【事例11】後期高齢者2割負担外来（難病）

診療報酬明細書（医科入院外）										<table border="1"> <tr> <td>1 医 科</td> <td>3 後期</td> <td>2 2 併</td> <td>8 高外一</td> </tr> <tr> <td>保険者 番号</td> <td>3 9</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		1 医 科	3 後期	2 2 併	8 高外一	保険者 番号	3 9		
1 医 科	3 後期	2 2 併	8 高外一																
保険者 番号	3 9																		
-								-											
公費負担 者番号①	5	4						公費受給 者番号①											
公費負担 者番号②								公費受給 者番号②											
氏 名								特記事項		診療 実 日 数									
職務上の事由								41：区力			保 険 公 ①								
										公 ②									

療 養 の 給 付	保 険	請 求 点	※決定 点	一部負担金額 円	
	公 費 ①	8,000		5,000	
	公 費 ②				※高額療養費 円 ※公費負担点数 点 ※公費負担点数 点

※レセプト全体が公費併用の場合（保険単独医療が含まれない場合）

「療養の給付」



合計	
後期	64,000 円
(高額療養費再掲	0 円)
公費	11,000 円
患者	5,000 円
合計	80,000 円

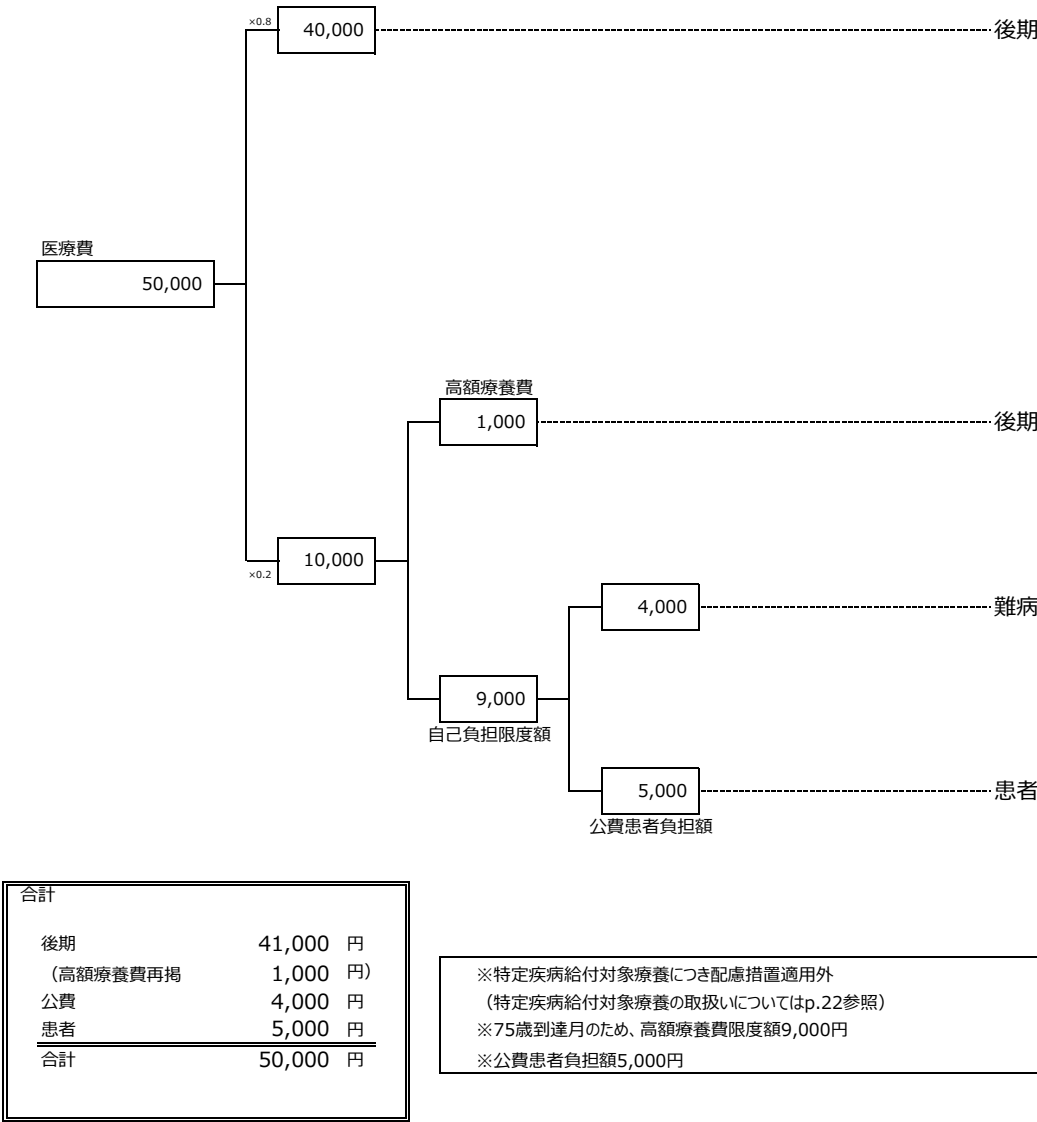
※特定疾病給付対象療養につき配慮措置適用外
(特定疾病給付対象療養の取扱いについてはp.22参照)
※公費患者負担額5,000円

【事例12】後期高齢者 2割負担外来（難病）（75歳到達月）

診療報酬明細書（医科入院外）									
-								-	
公費負担者番号①	5	4						公費支給者番号①	
公費負担者番号②								公費支給者番号②	
氏名							特記事項		
職務上の事由							41：区力		
診療報酬点数							診療日数		
保険							公費		
療養の給付							①		
公費							②		
請求点	5,000						※高額療養費 円	※公費負担点数 点	※公費負担点数 点
※決定点									
一部負担金額 円	9,000								
公費①									
公費②									

※レセプト全体が公費併用の場合（保険単独医療が含まれない場合）

【療養の給付】

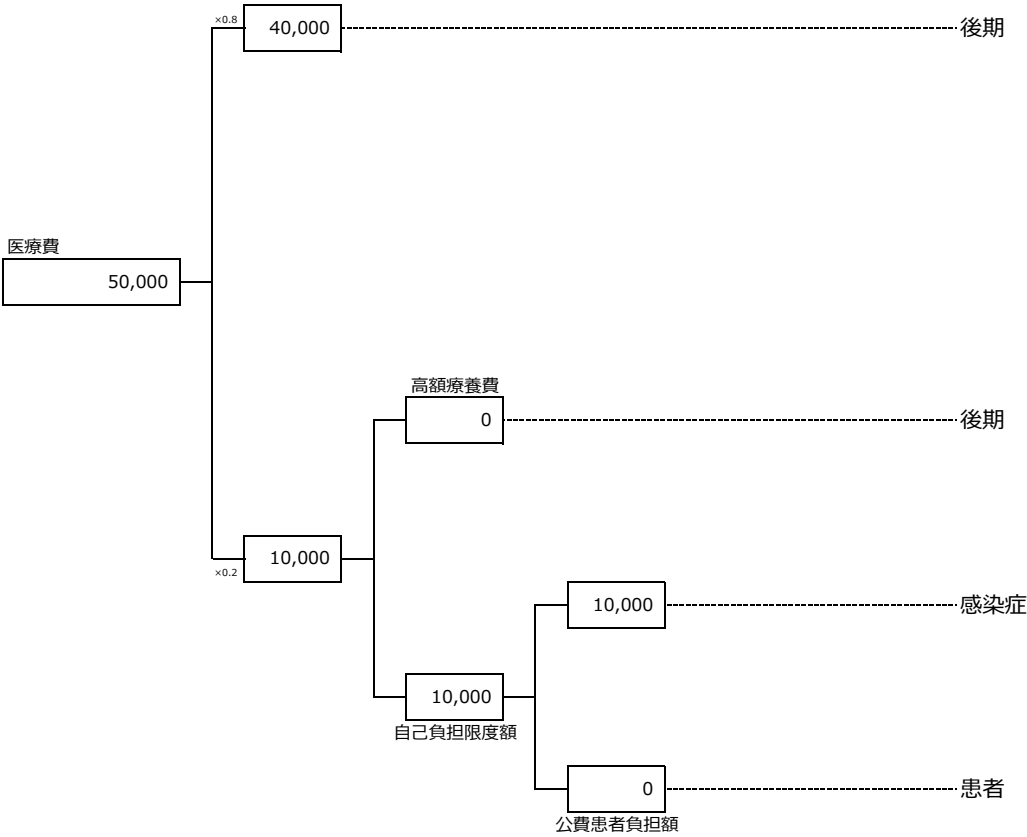


【事例13】後期高齢者 2割負担外来（感染症）

診療報酬明細書（医科入院外）										1 医科 3 後期 2 2併 8 高外一			
-										保険者 番号			
公費負担 者番号①										3 9			
公費負担 者番号②													
氏 名										特記事項			
職務上の事由										41：区力			
										診療 実 日 数			
										保 険 公 ① 公 ②			
療 養 の 給 付										請 求 点 ※決定 点 一部負担金額 円			
										5,000			
										0			
										※高額療養費 円 ※公費負担点数 点 ※公費負担点数 点			

※レセプト全体が公費併用の場合（保険単独医療が含まれない場合）

【療養の給付】



合計	
後期	40,000 円
（高額療養費再掲	0 円）
公費	10,000 円
患者	0 円
合計	50,000 円

※特定給付対象療養につき配慮措置適用外
（特定給付対象療養の取扱いについてはp.22参照）
※公費患者負担額0円

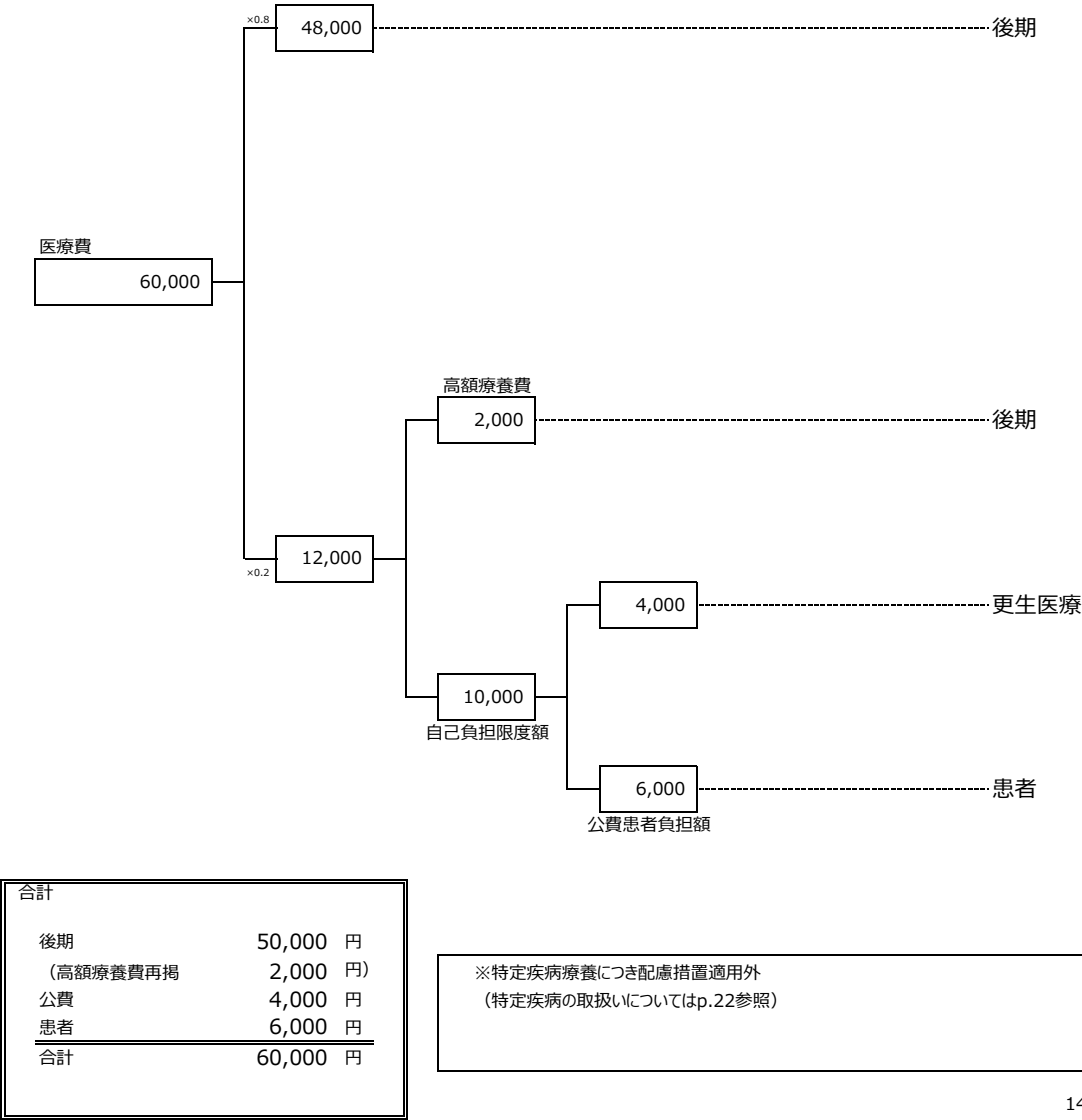
【事例14】後期高齢者 2割負担外来（マル長）（更生医療）

診療報酬明細書（医科入院外）									
-								-	
公費負担者番号①	1	5						公費支給者番号①	
公費負担者番号②								公費支給者番号②	
氏名							特記事項		
職務上の事由							02:長 41:区カ		
診療日数							保険公費①		
							保険公費②		

1	医科	3	後期	2	2併	8	高外一
保険者番号	3	9					

療養の給付	保険	請求点	※決定点	一部負担金額 円	※高額療養費 円	※公費負担点数 点	※公費負担点数 点
	療養	6,000		10,000			
	公費①			6,000			
	公費②						

【療養の給付】



【事例15】後期高齢者2割負担外来（難病）

診療報酬明細書（医科入院外）									
-								-	
公費負担者番号①	5	4						公費支給者番号①	
公費負担者番号②								公費支給者番号②	
氏名							特記事項		
職務上の事由							41：区力		
診療報酬点数							診療公費①		
診療報酬点数							診療公費②		

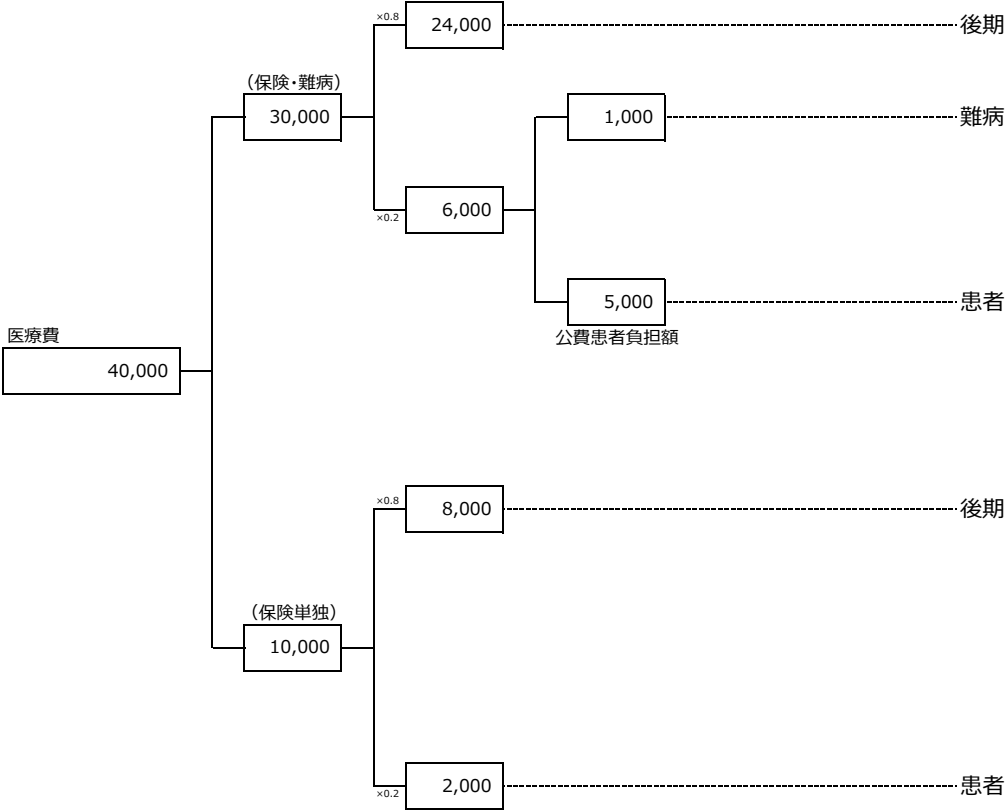
1	医科	3	後期	2	2併	8	高外一
保険者番号	3	9					

療養の給付	保険	請求点	※決定点	一部負担金額 円
	保険	4,000		
	公費①	3,000		5,000
	公費②			

※高額療養費 円	※公費負担点数 点	※公費負担点数 点

※保険単独分と公費併用分があるレセプト

【療養の給付】



合計		
後期	32,000	円
（高額療養費再掲		円）
公費	1,000	円
患者	7,000	円
合計	40,000	円

※公費①は、特定疾病給付対象療養につき配慮措置適用外
 （特定疾病給付対象療養の取扱いについてはp.22参照）
 ※公費患者負担額5,000円
 ※保険単独分の医療費が30,000円未満のため配慮措置適用外

【事例16】後期高齢者 2 割負担外来（難病）（配慮措置）

診療報酬明細書（医科入院外）									
-								-	
公費負担者番号①	5	4						公費支給者番号①	
公費負担者番号②								公費支給者番号②	
氏名							特記事項		
職務上の事由							41：区力		
診療日数							保険公①		
							保険公②		

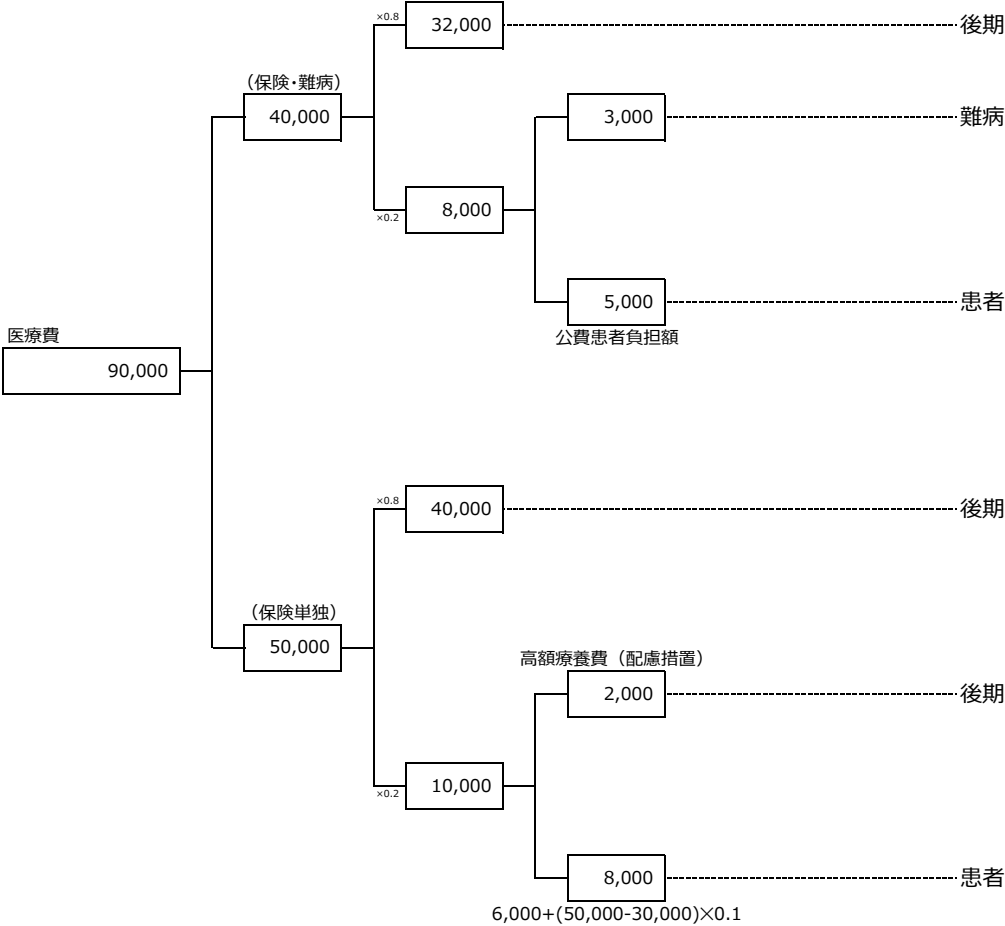
1 医科	3 後期	2 2 併	8 高外一
3	9		

請求点	※決定点	一部負担金額 円
9,000		(8,000) 16,000
4,000		5,000

療養の給付	保険	公費①	公費②	※高額療養費 円	※公費負担点数 点	※公費負担点数 点

※保険単独分と公費併用分があるレセプト

【療養の給付】



合計	
後期	74,000 円
(高額療養費再掲	2,000 円)
公費	3,000 円
患者	13,000 円
合計	90,000 円

※公費①は、特定疾病給付対象療養につき配慮措置適用外
（特定疾病給付対象療養の取扱いについてはp.22参照）

※公費患者負担額5,000円

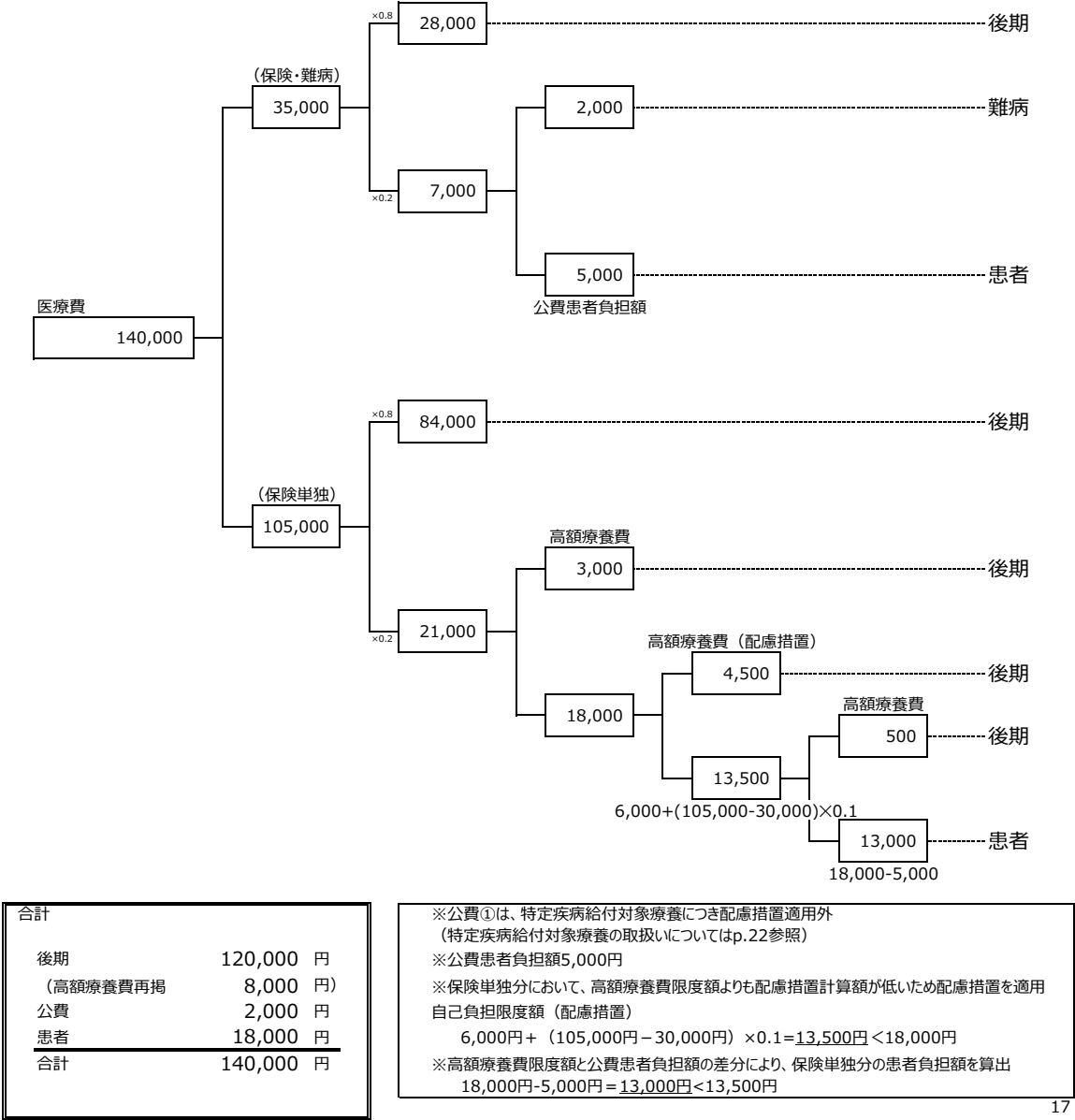
※保険単独分において、高額療養費限度額よりも配慮措置計算額が低いため配慮措置を適用
自己負担限度額（配慮措置）
 $6,000円 + (50,000円 - 30,000円) \times 0.1 = 8,000円 < 18,000円$

【事例17】後期高齢者 2 割負担外来（難病）（配慮措置）

診療報酬明細書（医科入院外）																																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">1</td> <td style="width: 10%;">医科</td> <td style="width: 10%;">3</td> <td style="width: 10%;">後期</td> <td style="width: 10%;">2</td> <td style="width: 10%;">2 併</td> <td style="width: 10%;">8</td> <td style="width: 10%;">高外</td> </tr> <tr> <td colspan="2">保険者番号</td> <td>3</td> <td>9</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>												1	医科	3	後期	2	2 併	8	高外	保険者番号		3	9												
1	医科	3	後期	2	2 併	8	高外																												
保険者番号		3	9																																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">公費負担者番号①</td> <td style="width: 10%;">5</td> <td style="width: 10%;">4</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">公費受給者番号①</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>公費負担者番号②</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>公費受給者番号②</td> <td></td> </tr> </table>				公費負担者番号①	5	4						公費受給者番号①		公費負担者番号②								公費受給者番号②													
公費負担者番号①	5	4						公費受給者番号①																											
公費負担者番号②								公費受給者番号②																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">氏名</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">特記事項</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>職務上の事由</td> <td></td> <td>41：区カ</td> <td></td> </tr> </table>								氏名		特記事項		職務上の事由		41：区カ		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">診療実日数</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">保険公①</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>公②</td> <td></td> </tr> </table>				診療実日数		保険公①				公②									
氏名		特記事項																																	
職務上の事由		41：区カ																																	
診療実日数		保険公①																																	
		公②																																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">療養の給付</td> <td style="width: 5%;">保</td> <td style="width: 15%;">請求点</td> <td style="width: 15%;">※決定点</td> <td style="width: 15%;">一部負担金額 (7,000)</td> <td style="width: 15%;">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>険</td> <td>14,000</td> <td></td> <td>20,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>公費①</td> <td>3,500</td> <td></td> <td>5,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>公費②</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>												療養の給付	保	請求点	※決定点	一部負担金額 (7,000)	円		険	14,000		20,000			公費①	3,500		5,000			公費②				
療養の給付	保	請求点	※決定点	一部負担金額 (7,000)	円																														
	険	14,000		20,000																															
	公費①	3,500		5,000																															
	公費②																																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">※高額療養費</td> <td style="width: 15%;">円</td> <td style="width: 15%;">※公費負担点数</td> <td style="width: 15%;">点</td> <td style="width: 15%;">※公費負担点数</td> <td style="width: 15%;">点</td> </tr> </table>												※高額療養費	円	※公費負担点数	点	※公費負担点数	点																		
※高額療養費	円	※公費負担点数	点	※公費負担点数	点																														

※保険単独分と公費併用分があるレセプト

【療養の給付】



【事例18】後期高齢者 2 割負担外来（結核）（配慮措置）

診療報酬明細書（医科入院外）									
-								-	
公費負担者番号①	1	0						公費受給者番号①	
公費負担者番号②								公費受給者番号②	
氏名								特記事項	
職務上の事由								41：区カ	

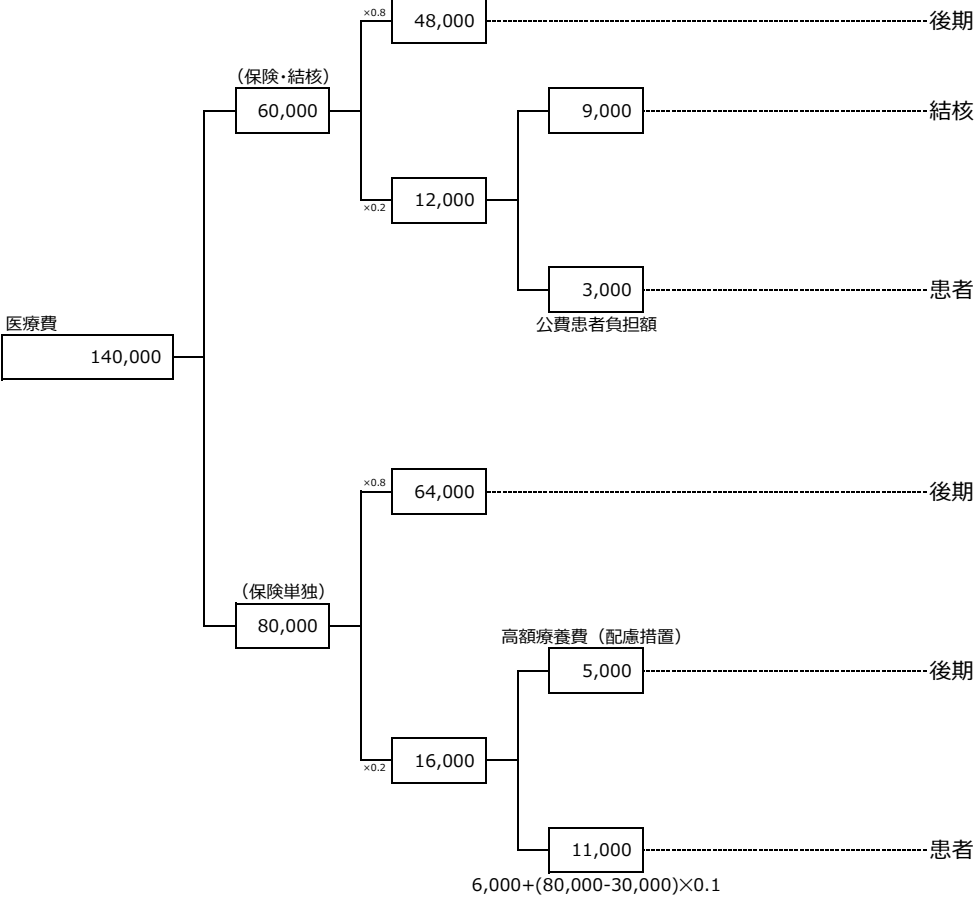
1 医科	3 後期	2 2 併	8 高外
保険者番号	3 9		

診療実日数	保険公①	公②

療養の給付	保険	請求点	※決定点	一部負担金額 (12,000) 円
	公費①	14,000		23,000
	公費②	6,000		14,000
				※高額療養費 円
				※公費負担点数 点
				※公費負担点数 点

※保険単独分と公費併用分があるレセプト

【療養の給付】



合計	
後期	117,000 円
（高額療養費再掲	5,000 円）
公費	9,000 円
患者	14,000 円
合計	140,000 円

※公費①は、特定給付対象療養につき配慮措置適用外
 （特定給付対象疾病の取扱いについてはp.22参照）

※公費患者負担額3,000円（結核は医療費（公費併用分）の5%が患者負担）

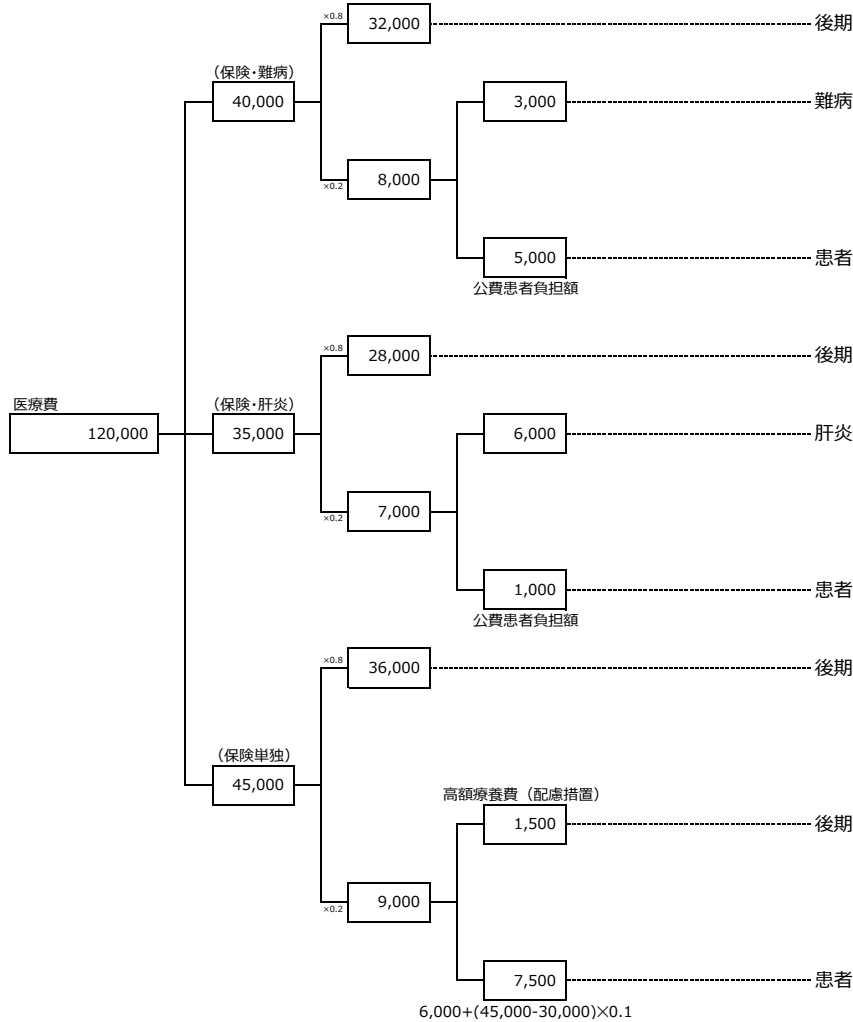
※保険単独分において、高額療養費限度額よりも配慮措置計算額が低いため配慮措置を適用
 自己負担限度額（配慮措置）
 $6,000円 + (80,000円 - 30,000円) \times 0.1 = 11,000円 < 18,000円$

【事例19】後期高齢者 2 割負担外来（難病・肝炎）（配慮措置）

診療報酬明細書（医科入院外）									
1	医科	3	後期	3	3併	8	高外一		
保険者番号	3	9							
公費負担 難病該当	5	4					公費受給 難病該当		
公費負担 難病該当	3	8					公費受給 難病該当		
氏名							特記事項		
職務上の事由							41：区力		
診療 実日数							保険 公 ① 公 ②		
療養の給付	保 険	請 求 点	※決定 点	一部負担金額 円					
		12,000		(8,000) (7,000) 22,500					
	公 費 ①	4,000		5,000					
	公 費 ②	3,500		1,000					
				※高額療養費	円	※公費負担点数	点	※公費負担点数	点

※保険単独分と公費併用分があるレセプト

【療養の給付】



合計	
後期	97,500 円
（高額療養費再掲	1,500 円）
公費	9,000 円
患者	13,500 円
合計	120,000 円

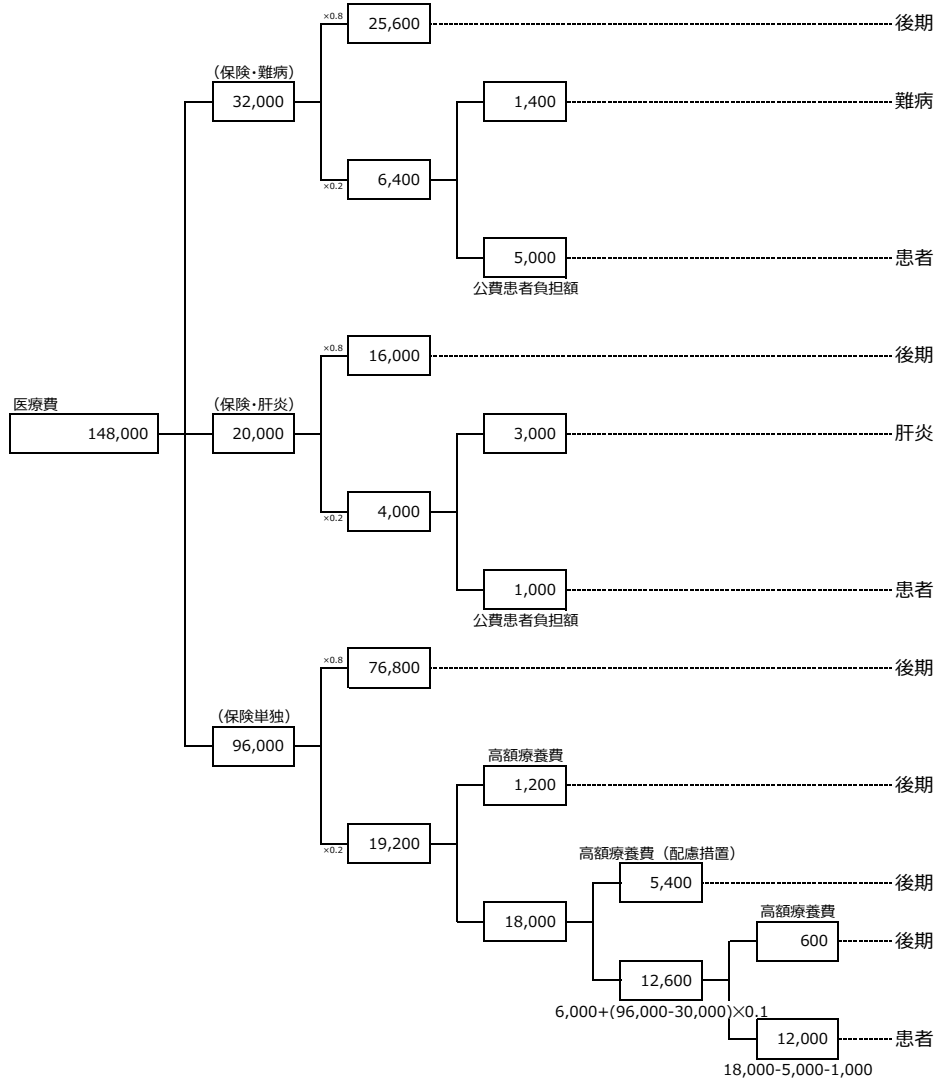
※公費①・②は、特定給付対象療養等につき配慮措置適用外
（特定給付対象療養等の取扱いについてはp.22参照）
※公費①患者負担額5,000円、公費②患者負担額1,000円
※保険単独分において、高額療養費限度額よりも配慮措置計算額が低いため配慮措置を適用
自己負担限度額（配慮措置）
 $6,000円 + (45,000円 - 30,000円) \times 0.1 = 7,500円 < 18,000円$

【事例20】後期高齢者 2 割負担外来（難病・肝炎）（配慮措置）

診療報酬明細書（医科入院外）									
1	医科	3	後期	3	3併	8	高外一		
保険者番号	3	9							
公費負担 診療費① 公費負担 診療費②	5	4					公費負担 診療費① 公費負担 診療費②		
氏名							特記事項		
職務上の事由							41：区力		
診療 実日数							保険 公 ① 公 ②		
療養の給付	保 険	請 求 点	※決定 点	一部負担金額 円					
		14,800		(6,400) (4,000) 22,400					
	公 費 ①	3,200		5,000					
	公 費 ②	2,000		1,000		※高額療養費 円	※公費負担点数 点	※公費負担点数 点	

※保険単独分と公費併用分があるレセプト

【療養の給付】



合計	
後期	125,600 円
(高額療養費再掲)	7,200 円)
公費	4,400 円
患者	18,000 円
合計	148,000 円

※公費①・②は、特定給付対象療養等につき配慮措置適用外
(特定給付対象療養等の取扱いについてはp.22参照)
 ※公費①患者負担額5,000円、公費②患者負担額1,000円
 ※保険単独分において、高額療養費限度額よりも配慮措置計算額が低いため配慮措置を適用
 自己負担限度額 (配慮措置)
 $6,000円 + (96,000円 - 30,000円) \times 0.1 = 12,600円 < 18,000円$
 ※高額療養費限度額と公費患者負担額の差分により、保険単独分の患者負担額を算出
 $18,000円 - 5,000円 - 1,000円 = 12,000円 < 12,600円$

【事例21】後期高齢者2割負担外来（マル長）

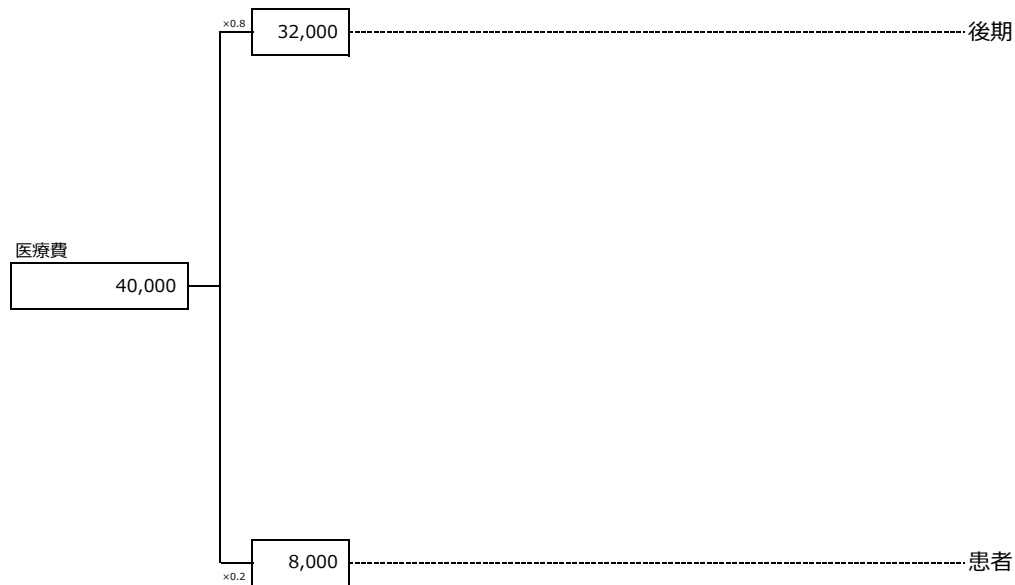
診療報酬明細書（医科入院外）										1 医 科		3 後期		1 単独		8 高外一	
-								-		3	9						
公費負担者番号①									公費受給者番号①								
公費負担者番号②									公費受給者番号②								

氏 名	特記事項	
	02:長	
職務上の事由	41:区力	

診療 実日 数	保 険 ①	
	公 ②	

療 養 の 給 付	保 険	請 求 点	※決定 点	一部負担金額 円	
		4,000			
	公 費 ①				
	公 費 ②				※高額療養費 円 ※公費負担点数 点 ※公費負担点数 点

[療養の給付]



合計	
後期	32,000 円
(高額療養費再掲	0 円)
公費	0 円
患者	8,000 円
合計	40,000 円

※特定疾病療養につき配慮措置適用外（特定疾病の取扱いについてはp.22参照）
※2割負担者であるため、自己負担額が1万円以下の場合も
特記事項「02長」を記載。（「後期高齢者医療制度における一部負担金の負担割合の見直しに係る費用の請求に関する療養報酬明細書等の記載について」（令和4年9月13日保健発0913第6号厚生労働省保険局医療課長通知）

（参考）特定給付対象療養の取扱いについて

配慮措置について

- 窓口負担の見直しに伴い、1割負担から2割負担へ負担増となる被保険者について経過措置として、施行から3年間、一月（ひとつき）の負担を最大3,000円に抑える配慮措置を設ける。
- 配慮措置については、整備政令において、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「高確令」という。）第15条及び第16条において定められている高額療養費算定基準額を読み替える形で措置済。
※ 具体的には、高額療養費算定基準額について、「6,000円＋（医療費－30,000円）×0.1」に読み替え。

特定給付対象療養の取扱いについて

- 制度ごとに窓口負担上限額が決まっている特定給付対象療養・特定疾病給付対象療養・マル長については、窓口負担割合が変更になることによる追加の本人負担が発生しないため、配慮措置を適用しない。
※ 公費負担医療の窓口負担上限額に達しない者は、窓口で現物給付を受けられないが、窓口での支払額は高確令第15条第3項の「なお残る負担」として合算されるため、結果として配慮措置の対象となる。
- また、公費負担医療の中には、予防接種法に基づく副作用被害救済給付など、窓口では通常通り自己負担額を支払い、後に全額を償還払いするものがあるところ。
これらの者については、窓口やレセプトにおいて、通常の保険診療なのか公費負担医療なのか判定することができないため、全て通常の保険診療として扱い、配慮措置の対象とする。